

耕作放棄地解消対策事業

1. 目的

耕作放棄地の再生及び営農再開を促進して、農業生産の基盤として限られた資源である農地の有効な活用を図る。

2. 事業概要

美しい景観など、農業・農村が有する多面的機能の発揮の促進を目指し、耕作放棄地の復元・保全管理や景観改善の取組を支援するもの。

3. 補助要件

農地要件	
I. 当該荒廃農地において荒廃農地復元整備事業及び荒廃農地活用促進事業が行われること。	
II. 補助事業終了後、3年以上の保全管理等が見込まれること。	
①一般型	②景観改善型
集团的なまとまりのある農地であること	観光地等に至る幹線沿いで、市町村が景観上重要と判断した農地であり、復元整備面積が概ね 10 アール以上であること。

(1) 荒廃農地復元整備事業

下記により再生利用者の行う荒廃農地を農地として復元するための整備工事に対して、区分ごとの補助率及び補助上限額に基づき補助を行うもの。

区分	①一般型	②景観改善型
補助対象経費	荒廃農地の草刈り、深耕、障害物除去等の作業に要する経費	
再生利用者	所有者、集落及び耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2207号)別紙1第3に定める「農業者等の組織する団体」	地域耕作放棄地対策協議会等
補助率及び補助上限額	県1/4、市1/4以内 50千円/10a	県1/2、市1/2以内 100千円/10a

(2) 荒廃農地活用促進事業

下記により再生利用者が荒廃農地復元整備事業によって復元した農地において保全管理等を行うために要する経費に対して、区分ごとの補助率及び補助上限額に基づき補助を行うもの。

区分	①一般型	②景観改善型
事業実施年度	荒廃農地復元整備事業の実施年度又はその翌年度	
補助対象経費	草刈り及び耕起に要する費用、除草剤代、種苗費、肥料代等	耕起に要する費用、景観作物等種苗費、肥料代等
再生利用者	所有者、集落及び耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2207号)別紙1第3に定める「農業者等の組織する団体」	地域耕作放棄地対策協議会等
補助率及び補助上限額	県1/4、市1/4以内 20千円/10a	県1/2、市1/2以内 50千円/10a

【施工前】



【施工後】



【施工前】



【施工後】

